

事業所内掲示（ご利用者様向け説明文書）

- (1) 本事業所は、京都府知事の指定を受けた居宅介護等事業者です。
京都府 第26122800215号…居宅介護（平成18年10月1日付）
…重度訪問介護（平成18年10月1日付）
…行動援護（平成18年10月1日付）
※いずれも平成30年10月1日更新
- (2) 居宅サービス計画に基づき、訪問介護員を派遣し、居宅介護等サービスを行います。
詳細は受付までお申し出ください。
- (3) 本事業所の管理者は「北川 洋子」です。
- (4) 本事業所の職員体制は、以下の通りです。
・管理者1名 ・サービス提供責任者6名 ・訪問介護員38名 ・事務員3名
- (5) 営業日および営業時間は次の通りです。
①営業日：年中無休です。 ②営業時間：午前7時～午後9時までです。
- (6) 居宅介護サービスの内容は、次の通りです。
①身体介護 ②家事援助 ③通院等介助
- (7) 通常の事業の実施範囲は、城陽市及び宇治市の一部地域(小倉町、大久保町、広野町、伊勢田町)です。
- (8) 利用料は、次の通りです。
①当該居宅介護サービスの料金は、受給者証に記載される額とします。
②交通費については、通常事業の実施地域を越えてから片道あたり、以下の額となります。
5km未満 400円
5km以上7km未満 500円 以降、1km増すごとに100円を加算（左記の額に加算）
③キャンセル料については、サービスを中止する場合にご負担いただく場合があります。
サービス実施予定日の前日21時以降に連絡があった場合 200円
サービス実施予定日の活動予定時までに連絡がなかった場合 400円
④その他の費用の徴収が必要となる場合は、その都度ご説明させていただきます。
- (9) サービス内容に関する相談・苦情の窓口は、以下の通りです。
・城陽市社協 訪問介護センター
相談窓口（担当者 北川 洋子） 0774-54-7744
苦情受付（担当者 名越 友和） 0774-54-7744
・城陽市福祉保健部福祉課 0774-56-4033
・京都府障害者保険福祉課支援費係 075-451-8111（内線4601）

※上記のこと以外に質問がございましたら、遠慮なく受付までお申し出ください。